

# 令和6年12月2日以降の保険証交付の対応について

埼玉県建設国民健康保険組合

令和6年12月2日以降は保険証の交付が廃止となりますが現在被保険者証をお持ちの方は有効期限までご利用いただけます。

またそれ以降に加入される方には保険証ではなく代わりの書類を交付します。

ご不便をおかけするケースもあるかと思いますが、被保険者の皆様は建設国保の保健給付は受けられますので安心してご利用ください。

現在建設国保の保険証をお持ちの方	有効期限まで保険証を使えます。マイナ保険証も使えますのでいずれかをご利用ください
12月2日以降に交付（発行）する方 （新加入・紛失再発行など）	マイナ保険証の所持状況に応じて保険証の代わりの書類を交付します。

## 12月以降の交付書式と対象者

マイナ保険証の所持		マイナ保険証を持っている		マイナ保険証を持っていない	
年齢		70歳未満	70歳以上	70歳未満	70歳以上
交付される証	名称	資格情報のお知らせ	資格情報のお知らせ	資格確認書	①資格確認書 ②高齢受給者証
	サイズ	A4	A4	カード	①カード ②ハガキ
	期限	期限記載なし	毎年8～7月	毎年10～9月(予)	①毎年10～9月(予) ②毎年8～7月
	使い方	マイナ保険証が使えないときに、マイナカードと一緒に提示。 ※お知らせの代わりにマイナポータル画面等でも可		保険証と同じ	①保険証と同じ ②今までと同じ

## 参考：各種証の利用スケジュール

対象者	様式	大きさ	令和6年			令和7年									
			10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月以降
被保険者全員	被保険者証 (保険証)	カード	令和7年9月30日まで使える被保険者証を発行します										使えません		
			被保険者証の発行終了												
マイナ保険証を 使える人	マイナ保険証	カード	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限の更新が必要です(5年間有効)												
	資格情報のお知らせ	A4	※12月から 発行開始	～69歳の人は有効期限なし 70歳以上の人は毎年8月～7月の1年間有効の物を発行予定											
マイナカードを 持っていない人 マイナ保険証を 使えない人	資格確認書	カード	※12月から 発行 開始	12月以降の新規加入者(家族含む)や保険証紛失した場合の再発行の方に発行 有効期間は被保険者証と同様10月～9月で発行予定										更新	

## ～Q&A～

Q1 保険証はいつまで使えるの？

A1 保険証右上に記載されている有効期限まで使えます。

Q2 マイナ保険証って何ですか？

A2 マイナ保険証とはマイナンバーカードに保険証機能登録をしたものです。

Q3 マイナ保険証はどうやって登録するの？

A3 マイナンバーカード取得後にマイナポータル・セブン銀行 ATM、医療機関のカードリーダーで登録できます。

Q4 マイナ保険証登録したけど使っていないの？

A4 マイナ保険証登録を行った後はマイナ保険証を使って受診できます。保険証の有効期間内ではマイナ保険証でも保険証でもどちらも使えます。

Q5 保険証の有効期間が切れるまでにマイナ保険証登録をしないといけないの？

A5 マイナ保険証の取得は任意です。登録をしていない方に対しては有効期限が切れる前に資格確認書を発行します

Q6 保険証を紛失した場合はどうなるの？

A6 紛失再発行の手続きを行い交付日が12月2日以降になる場合は保険証ではなく代替りの書類（資格確認書又は資格情報のお知らせ）を発行します。

Q7 12月以降に新加入（家族含む）する場合はどうなるの？

A7 交付日が12月2日以降になる場合は保険証ではなく代替りの書類（資格確認書又は資格情報のお知らせ）を発行します。

※手続き日や加入日ではなく交付日が基準となります

Q8 マイナンバーカードを紛失した場合はどうなるの？

A8 カードの再発行は市役所にお問い合わせください。カード再発行までに医療機関受診をする場合は短期間の資格確認書を発行しますので所属地区本部にて発行手続きを行ってください。

Q9 マイナ保険証が使いづらいので資格確認書を発行してもらえますか？

A9 マイナ保険証を持っている方には資格確認書を発行できません（例外有※A8など）。

どうしてもマイナ保険証が使いづらい方に対応して保険証機能の登録解除の手続きができるようになります（年内受付開始予定）。